

2017年 5月 31日

千葉地方裁判所 民事第4部 御中

過料事件通知書

千葉県

印

以下の通り、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第42条の1に違反しており、同法第71条の3の規定に基づき、20万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

1 違反者の住所、氏名および資格

千葉県

管理組合 15期理事長 兼 2016年6月26日第1回
臨時総会議長

2 違反事項の要旨

議長である違反者は、添付書類(1)にある第1回臨時総会2016年6月26日に集会を招集し開催した。2017年5月28日の事業報告にて同集会の議事録を作成していない事実が確認された。建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第42条の1にある議事録の作成を規定した同法に違反している。

3 該当法条

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第42条の1
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第71条の3

4 添付書類

(1) 事情説明書

(2) 管理組合第15期事業報告書